

## 平成17年度の美郷町国民健康保険税の税率が決まりました

### 40歳未満の人の場合

国保税のうち医療分を納めます。

$$\text{国保税} = \text{医療分のみ}$$

(介護分の負担はありません)

#### ●国保税の決め方

次の4つの項目を組み合わせて1世帯ごとの国保税額が決まります。



#### 医療分

- ・所得割額 → 所得(課税総所得金額)に応じて計算 → 6.30%
  - ・資産割額 → 資産(固定資産税)に応じて計算 → 26.00%
  - ・均等割額 → 加入者数に応じて計算 → 21,600円
  - ・平等割額 → 1世帯いくらと計算 → 27,000円
- ※賦課限度額は、53万円です。

国民健康保険税(国保税)は、その年に予測される医療費の総額から、町民の皆さんがお医者さんで支払う一部負担金と国などからの補助金を差し引いた分を税金として納めていただくものです。(40歳以上65歳未満の方は、介護保険分も合わせて納めていただきます。)

国保税は所得割、資産割、均等割、平等割をもとに算定し、一世帯ごとの税額を決め、毎年4月1日現在、国保に加入している世帯に課税されます。(※)

美郷町では、国保事業の運営が適切に行われるよう税率を次のとおり決定しましたので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

※4月1日現在、国保に加入している世帯で、その後国保税が課税されるまでの間に被保険者の人数が変わったなど世帯の状況に変更があった場合には、それに応じて課税した納付書をお送りします。

### 65歳以上の人の場合

- ・国保税のうち医療分を納めます。
- ・介護保険料は、国保税とは別に納めます。

#### ●国保税の決め方

40歳未満の人と同じ計算方法で決めます。介護保険料は、本人の所得に応じて決めます。低所得者は負担が重くならないように軽減されます。



$$\text{国保税} = \text{医療分のみ}$$

介護保険料 → 年金の年額が18万円以上の人は、年金から差し引かれます。年金の年額が18万円未満の人は、納付書や口座振替などで個別に納付します。障害者年金、遺族年金を受給している人も個別納付となります。

### 40~64歳の人の場合

医療分と介護分を合わせた額の国保税を納めます。

$$\text{国保税} = \text{医療分} + \text{介護分}$$

#### ●国保税の決め方

40歳未満の人と同様の計算で、医療分の税額を計算し、それに次の計算方法で算出される介護分を足して税額が決まります。



#### 介護分

- ・所得割額 → 所得(課税総所得金額)に応じて計算 → 1.00%
- ・資産割額 → 資産(固定資産税)に応じて計算 → 5.57%
- ・均等割額 → 加入者数に応じて計算 → 6,300円
- ・平等割額 → 1世帯いくらと計算 → 3,800円

※同じ世帯の40~64歳以外の人所得などは、介護分の計算に影響しません。  
 ※賦課限度額は、医療分が53万円、介護分が8万円です。



役場(千畑庁舎)税務課 住民税班 ☎84-4902(内線2102)

## 免除申請の手続きはお早めに！

一般の方々の免除期間は7月～翌年6月で、1年更新となっています。  
引き続き免除を希望される場合も、再度手続きが必要です。

免除と未納は違います！（免除制度には、半額・全額・若年者猶予の3種類があります。）

	全額免除	半額免除 (半額の保険料を 納めた場合のみ)	若年者納付猶予	未納
年金をもらうための 資格期間には？	入ります	入ります	入ります	入りません
もらえる金額を計算 するときは？	1/3の額として 反映されます	2/3の額として 反映されます	追納した場合 反映されます	反映されません
障害年金や遺族年金 はもらえるの？	もらえます	もらえます	もらえます	もらえない場合も あります
追納期限は？	10年以内	10年以内	10年以内	2年以内

- ※半額免除の方は、半額の保険料を納めていただかないと未納の扱いになります。
- ※所得が規準額を超えている場合は、免除(納付猶予)の対象外となります。  
なお、規準額は扶養親族の人数等により異なります。
- ※免除(納付猶予)から2年以上経過してから追納される場合は、保険料に加算額が  
上乘せされますのでご注意ください。

なお、免除申請(納付猶予)の手続きは、  
・印鑑 ・年金手帳(基礎年金番号のわかるもの)  
をご持参のうえ、美郷町役場各庁舎の総合サービス課で手続きを行ってください。



大曲社会保険事務所 ☎0187-63-2295

役場(千畑庁舎)住民生活課 戸籍年金班 ☎84-4903(内線2146)

## 介護保険事務所 からのお知らせ



介護保険事務所 保険管理班  
☎0187-86-3911  
役場(千畑庁舎)福祉保健課  
☎84-4907(内線2165)

### 平成17年度の介護保険料の 納付額が決まりました。

第一号被保険者(65歳以上)の介護  
保険料は前年の所得や今年度の住民  
税課税状況によって決まり(表1参  
照)、納め方は納付書で納める「普通  
徴収」と年金からの天引きによる「特  
別徴収」に分かれます。

◎普通徴収は、7月中旬に送付する  
納付書により納期限日(表2参照)ま  
で納めていただきます。

なお、対象者は次の方々です。  
・年金の年額が18万円未満または受  
給していない方  
・年度初め(4月1日)の時点で年金  
を受けてない方  
・老齢福祉年金、遺族年金、障害年  
金を受給されている方

納め忘れを防ぐため、口座振替の  
利用をお勧めします。

◎特別徴収の納め方は次のようにな  
ります。

・4月、6月、8月の前半3回は仮  
徴収と言い、17年2月の天引き額  
と同じ額を納めます。(調整により  
4月と6月、8月の額が異なる場  
合もあります。)  
・10月、12月、2月は、年間保険料  
から前半の仮徴収分を差し引いた  
額を3回に分けて天引きさせてい  
ただきます。

昨年度65歳になられた方で、本年

【表2】  
平成17年度普通徴収保険料  
納期限日及び口座振替日

納期限日及び口座振替日	納期限日及び口座振替日
第1期	8月1日
第2期	8月31日
第3期	9月30日
第4期	10月31日
第5期	11月30日
第6期	1月4日

※納期限日を過ぎると保険料  
に加えて、督促手数料100円  
がかかる場合があります。

【表1】  
平成17年度保険料

段 階	区 分 (17年度の住民税課税状況による)	年額保険料
第1段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金 受給者で世帯全員が住民税非課税	17,160円
第2段階	世帯全員が住民税非課税	25,740円
第3段階	本人が住民税非課税 (世帯内に課税者がいる)	34,320円
第4段階	本人が住民税課税で合計所得金額 が200万円未満	42,900円
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額 が200万円以上	51,480円

4月1日時点で年金受給が決定して  
いる方は、7月・8月・9月は納付  
書で納めていただき、10月からは年  
金からの天引きとなります。  
※年金種類によっては天引きができ  
ない場合があります。